

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

告示

- 肥料の登録(五一二・水田総合利用課)……………1
- 公共測量実施の通知(五一三・建設管理課)……………1

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………1
- 土地改良区の役員及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………1
- 土地改良区の役員及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………2
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(平鹿地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……………2
- 新たな土地改良事業施行に係る協議に対する適否決定及び縦覧(雄勝地域振興局農林部)……………2

教育委員会告示

- ……………2

告示

- 秋田県指定文化財(史跡)の解除の無効(一六・文化財保護室)……………2
- 警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(一三九・警務課)……………3

秋田県告示第五百二十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

登録番号	秋田県 第五百二十二号	肥料の種類及び名称	副産石灰肥料 パウカール	保証成分量(%) その他の規格	アルカリ分四五・〇	生産者	株式会社 ダイシン	住所	秋田県男鹿市船越字堂の前三百二十 八番地二	登録の有効期間	平成十九年十月十七日から平 成二十二年十月十六日まで
------	----------------	-----------	-----------------	--------------------	-----------	-----	--------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------

秋田県告示第五百十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり環境省東北地方環境事務所国立公園・保全整備課長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 作業の種類
- 公共測量
- 二 作業を行う地域
- 鹿角郡小坂町十和田湖地内
- 三 作業を行う期間
- 平成十九年十月十五日から平成二十年二月二十九日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 申請のあった年月日

平成十九年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 常盤ときめき隊

三 代表者の氏名

小林 甚一

四 主たる事務所の所在地

秋田県能代市常盤字四日市四十三

五 定款に記載された目的

この法人は、能代市を中心とする地域を対象とし、多くの住民が農村に暮らすことの誇りと安心感を享受できる魅力ある地

域社会をつくるため、地域内外の人々との連携や交流のもと、農山村の様々な地域資源を活かしたまちづくりの活動を展開し、地域振興に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大潟土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡大潟村字東三丁目三番地二十五	山崎 直司
西二丁目三番地二十三	相馬喜久男
西二丁目二番地一	山本 宏
西三丁目二番地十七	後藤 幸三
西三丁目二番地十四	宮野 武義
東二丁目五番地三十四	倉石 健司

一	退任理事の住所及び氏名 大仙市藤木字乙板杭八十八番地 下深井字北下深井四十番地一 字北田四十二番地一 六郷西根字沼福田四十五番地二 下深井字南谷地六十三番地三 藤木字乙新藤木百三十二番地 川目字川目二十九番地	寺田典城 佐藤勝美 伊藤徳蔵 粟津隆一 進藤功 高橋昇 佐藤吉友 須藤一洋
二	退任理事の住所及び氏名 南秋田郡大潟村字西三丁目三番地二十五 男鹿市角間崎字積沢十番地三 南秋田郡八郎潟町字下川原百番地 山本郡三種町鵜川字大曲家の上三十二番地二十五	工藤貞夫 進藤俊人 小林金一 成田孝一 近藤喜好
三	就任理事の住所及び氏名 南秋田郡大潟村字西三丁目二番地十四 西三丁目二番地十七 西三丁目三番地十 東三丁目三番地二十五 西二丁目三番地二十三 東二丁目五番地三十四 西二丁目二番地一 男鹿市角間崎字積沢十番地三 南秋田郡八郎潟町字下川原百番地 山本郡三種町浜田字堂前二十一番地	宮野武義 後藤幸三 三留達也 山崎直司 相馬喜久男 倉石健司 山本宏 進藤俊人 小林金一 松森雄二 鈴木敏雄
四	退任理事の住所及び氏名 男鹿市松木沢字鶴木境五番地 南秋田郡大潟村字西一丁目四番地十七 西一丁目四番地二十五 西一丁目四番地二十五 男鹿市松木沢字鶴木境五番地	佐藤誠 鎌田金信 小玉忠義 佐藤誠 鎌田金信 小玉忠義

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北南部土地改良区から次のとおり役員  
の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づ  
き、公告する。  
平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項 の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から申請があった定款 変更について、平成十九年十月十八日認可したので、同条第三項 の規定に基づき、公告する。 平成十九年十月二十六日	寺田典城
二	就任理事の住所及び氏名 大仙市和合字落合十二番地 大曲字小貫二十七番地 字下高畑二十六番地二 東川字前田表二十七番地 飯田字家ノ前百五十五番地一 橋本字田中四十五番地 仙北郡美郷町野中字上明子三番地 六郷字葭原二十九番地一	高橋祥一 藤田農夫雄 高橋周作 富樫定夫 高野専太郎 飯村一彦 畑山傳一 飛澤龍右工門
三	退任理事の住所及び氏名 大仙市下深井字新百年一番地 飯田字家ノ前九十七番地 仙北郡美郷町六郷東根字上雀柳六番地 就任理事の住所及び氏名 大仙市下深井字新百年一番地 飯田字家ノ前九十七番地 仙北郡美郷町六郷東根字上雀柳六番地	高橋慶市 山田忠一 山田忠一 山口梅夫 高橋慶市 山口梅夫 山口梅夫
四	退任理事の住所及び氏名 仙北郡美郷町野中字上明子三番地 六郷字葭原二十九番地一	飛澤龍右工門

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十六号

平成十九年五月二十二日付け秋田県教育委員会告示第十号で、  
秋田県文化財保護条例（昭和五十年秋田県条例第四十一号）第三  
十五条第二項の規定によるとして、秋田県指定文化財を解除した  
次の秋田県指定史跡について、秋田県文化財保護条例の解釈に誤  
りがあったので、これを無効とする。  
平成十九年十月二十六日

秋田県教育委員会委員長 太田宥子

第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、  
同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ  
き、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年十月二十六日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（境町北部地  
区経営体育育成基盤整備事業）換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年十月二十六日から同年十一月二十二日  
まで
- 三 縦覧場所 横手市役所 横手地域局

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項  
の規定により、羽後町土地改良区から申請があった定款変更につ  
いて、平成十九年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定  
に基づき、公告する。  
平成十九年十月二十六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二  
第五項において準用する同法第八十一条の規定により、湯沢市  
からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したの  
で、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八十一条第  
六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年十月二十六日

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（落合地区基盤整  
備促進事業）計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十九年十月二十九日から同年十一月二十六日  
まで
- 三 縦覧場所 湯沢市役所

秋田県知事 寺田典城

名称	員 数	所在地	所有者
如斯亭	木造萱葺平屋建 住家一棟 五六 坪一合五勺 築置築木規準 坪十圓越半 一畝五合五勺 廻圍 一' 一一 三寸	秋田市旭川南 町八十六番地 一畝六 分	丸野内 駿

## 公安委員会告示

## 秋田県公安委員会告示第139号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成19年10月26日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 実施期間  
平成19年12月12日（水）から同月14日（金）までの3日間
- 3 実施場所  
秋田市寺内神屋敷3番1号  
秋田県青少年交流センター
- 4 受講定員  
30人（定員に達した場合は、申込みを打ち切る。）
- 5 受講資格者  
受講申込日において、当該講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの。

(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し

た期間が通算して3年以上である者

- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該講習の警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該講習の警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該講習の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該講習の警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該講習の警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該講習の区分に係る警備業務に従事している者
- 6 受講申込手続
  - (1) 事前申込
  - ア 予約専用電話による受付
  - イ 講習を受けようとする者（以下「講習予約者」という。）は、事前に予約専用電話（電話018-863-1111内線3043、3044）に電話を行い、講習の予約を行うこと。  
なお、代理人による予約は受け付けない。
  - ロ 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、平成19年11月5日（月）から同月7日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に行うこと。
  - ハ 予約番号の告知
  - ニ 電話を行った者が受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を告知する。
  - ホ 留意事項
  - ヘ 予約受付時間外による予約は受け付けない。
  - ヘ 電話1回につき、1名の予約を受け付ける。
  - ト 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。
- (2) 受講申込書の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した講習申請者が行うこと。

イ 提出期間

平成19年11月19日（月）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時までの間

ロ 提出先

県内の各警察署の生活安全課

ハ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

写真1枚（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼り付けること。

(イ) 資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ロ) 受講対象者に該当することを疎明する次のいずれかの書面 1通

a 前記5(1)に該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 前記5(2)に該当する者

1級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

c 前記5(3)に該当する者

2級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記5(4)に該当する者

旧1級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

e 前記5(5)に該当する者

旧2級検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(ニ) やむを得ない事由により代理人が申請する場合においては、本人からの委任状 1通

7 講習手数料

14,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
- (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (3) 講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄

